

大阪市告示第443号

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターについて、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づき、令和8年4月1日からの利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

- 1 条例第13条第3項第1号及び第3号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (2) 食事の提供に要する費用 昼食650円
- 2 条例第13条第3項第2号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (2) 食事の提供に要する費用 朝食250円、昼食650円、夕食600円
 - (3) 居住に要する費用 1日につき320円
- 3 条例第13条第3項第4号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (2) 食事の提供に要する費用 昼食650円
- 4 条例第13条第3項第5号に掲げる者は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- 5 条例第13条第3項第6号に掲げる者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

6 条例第13条第3項第7号に掲げる者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課)